

熊本地震被災者支援事業のご案内

各支援事業について、引き続き申請受付を行っています(新たな支援事業ではありません)。

住まい再建支援事業

申請の期限は再建先へ転居後、原則6か月以内です。
対象となる世帯(①～⑤事業共通)

熊本県内に住まいを再建し、次のいずれかに該当する世帯

- ・居住家屋のり災証明書が「全壊」、「大規模半壊」の世帯、または「半壊」で家屋を解体した世帯
- ・応急仮設住宅(プレハブ仮設、みなし仮設)に入居していた世帯で供与期間内に退去した世帯

申請に必要なもの(①～⑤事業共通) ■

- ・り災証明書の写し
- ・住民票(り災世帯全員分で続柄記載)
- ・印鑑(スタンプ式不可)
- ・応急仮設住宅入居以外の「半壊」世帯は解体を証明する書類(解体証明書、滅失登記簿謄本など)
- ・申請者の本人確認書類(免許証、健康保険証など)
- ・世帯主名義の預金通帳の写し(世帯主以外の場合、委任状などが必要)

①転居費用助成事業(1世帯10万円助成)

仮設住宅や仮住まいから恒久的な住まいへ転居する際の転居費用を助成します。

■と併せて申請に必要なもの

- ・恒久的な住まいへの入居に関する契約書等の写し(新築、購入、賃貸、修繕など)

②民間賃貸住宅入居支援事業(1世帯20万円助成)

転居費用助成とは別に、民間の賃貸住宅への入居にかかる初期費用を助成します。

■と併せて申請に必要なもの

- ・賃貸住宅入居に関する契約書等の写し

③公営住宅入居助成金(1世帯10万円助成)

転居費用助成とは別に、公営住宅への入居にかかる費用を助成します。

■と併せて申請に必要なもの

- ・公営住宅入居決定通知書など入居が確認できる書類

④自宅再建利子助成事業(借入利子の一部または全部助成)

自宅再建のための住宅ローン利子の一部または全部を助成します。ただし次のとおり、世帯の収入要件があります。

収入要件

給与収入のみの場合は、世帯収入500万円以下(給与収入以外の収入がある場合は世帯所得350万円以下)。

ただし、23歳未満の被扶養者、60歳以上の同居者、障害者手帳をお持ちの同居者がいる場合は、収入要件の緩和があります。

■と併せて申請に必要なもの

- ・入居日の前年分の所得課税証明書(り災世帯全員分)
- ・住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書および返済予定表の写し

2020年農林業センサスが実施されます

農林業センサスとは

令和2年2月1日現在で、全国一斉に農林業の国勢調査と呼ばれる、「2020年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の土地資源など、農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、今後の農林業の政策に役立てることを目的に5年ごとに実施される極めて大切な調査です。



個人情報の取り扱いについて

農林業センサスは、統計法に基づく基幹統計調査です。調査内容は、統計の作成や各種統計調査の名簿作成など、定められた目的以外に使用することを法律で禁じられているため、調査の結果が税金の徴収などに使われることは一切ありません。

また、調査員には守秘義務があり、調査で知り得た情報が他人に漏れることもありません。

企画画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223

県統計調査課 生活統計班 ☎ 333 - 2179